

佐倉市住生活基本計画推進検討会要綱

(設置)

第1条 住生活基本法（平成18年法律第61号）の基本理念にのっとり、佐倉市住生活基本計画（以下「基本計画」という。）を推進するため、佐倉市住生活基本計画推進検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 検討会は、基本計画の推進に関し必要な事項を検討するものとする。

(組織)

第3条 検討会は、7人以内の委員をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 住生活施策に関し識見を有する者
- (2) 住生活に係る関連団体から推薦を受けた者
- (3) 市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 検討会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 検討会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 検討会は、必要があると認めるときは、関係者に対し会議への出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 検討会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、検討会の委員のうちから会長が指名する委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会を組織する委員（以下「部会員」という。）の互選により定める。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する部会員がその職務を代理する。
- 5 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、「検討会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
- 6 部会長は、必要に応じてオブザーバーを部会に呼ぶことができる。
- 7 部会長は、部会の会議の結果を会長に報告しなければならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則（平成26年10月1日決裁 26佐建第463号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この要綱の施行の日以後最初に検討会の委員となる者の任期は、第4条の規定にかかわらず、2年以内の範囲内において、市長が別に定める期間とする。